

平成29年分

白色申告者の

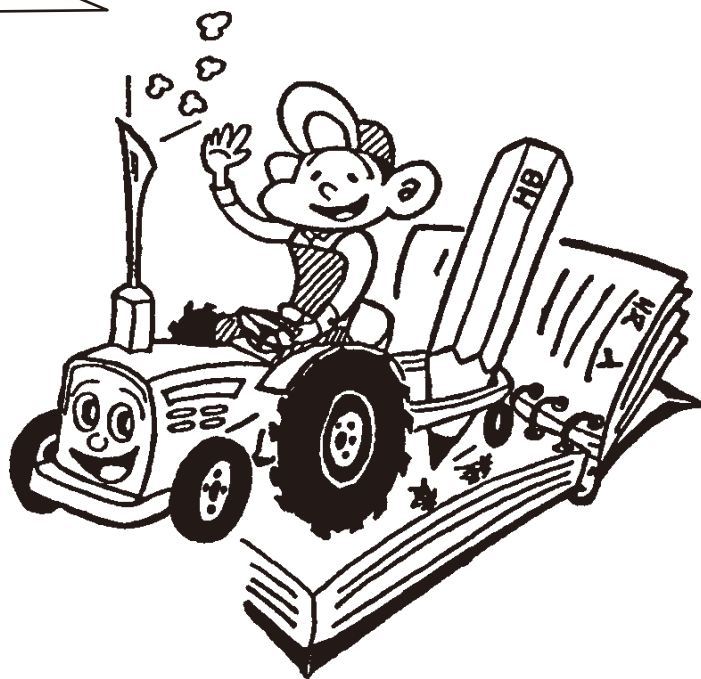
決算の手引き

(農業所得用)

消費税の申告・納付もお忘れなく

- ◎ 基準期間（平成27年分）の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は消費税の課税事業者となり、平成29年分の消費税の申告・納付が必要です。
- ◎ 平成29年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成31年分の消費税の課税業者に該当します。
- ※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その年は課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。



決算のしかたについてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署にお尋ねください。

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税に関する情報のほか、画面の案内に従って金額等を入力することにより収支内訳書や申告書などを作成することができる「確定申告書等作成コーナー」などのサービスを提供しています。

この社会あなたの税がいきている

税 務 署

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

記帳から申告までの流れ

記帳

「帳簿の記帳のしかた（農業所得者用）」をご覧ください。

決算

この手引きで、農業所得の方を中心に、「収支内訳書」を作成するための決算のしかたを説明します。

申告書の作成

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（確定申告書B用）」をご覧ください。

税務署に申告書を提出する際は、

申告書へのマイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付
が必要です。

※ マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付は、申告書の提出の都度必要です。

決算の順序

目次

	ページ
① 棚卸表の作成	1
1 農産物の棚卸し	1
2 未収穫農産物の棚卸し	1
3 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し	2
4 肥料、農薬などの棚卸し	2
② 帳簿の内容の確認と合計額(累計)の計算	2
③ 決算のための帳簿の整理	2
5 収入金額	2
6 未収入金など	3
7 前受金など	3
8 家事消費など	4
9 未払経費、前払経費	5
10 家事関連費の区分	5
11 資産を取得するための借入金の利子	6
12 果樹、牛馬等の育成費用の区分	6

④減価償却費の計算	6
13 減価償却の対象にならない資産	6
14 少額な減価償却資産	7
15 一括償却資産	7
16 修繕費と資本的支出の区分	7
17 減価償却費の計算方法	7
18 減価償却費の計算の特例	10
⑤事業用固定資産の損失の計算	10
⑥収支内訳書の作成	10
⑦消費税等の経理処理	11
19 収入金額及び必要経費の処理	11
20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理	11
⑧不動産所得に係る損益通算の特例	12
⑨帳簿・書類の保存	13
◎ 青色申告制度について	14
◎ 農業者を対象とした収入保険制度の導入について	15
◎ 主な減価償却資産の耐用年数表	16
◎ 減価償却資産の償却率等表	21
◎ 減価償却資産の残存割合表	22
◎ 生物の成熟の年齢（樹齢）表	22

① 棚卸表の作成

農産物、未収穫農産物、販売用動物、肥料、農薬などは、年末（12月31日）現在で実地に棚卸しを行い、棚卸表を作成します。

棚 卸 表

（平成○年12月31日現在）

種 類		数 量	単 価	金 額	備 考
農 産 物	玄 米	600 ^{Kg}	60Kg当たり 14,500	145,000	
	種 も み	60	12,000	12,000	
未 収 穫 農 産 物					
	幼 麦	50 ^a	10a当たり 12,000	60,000	
販 売 用 動 物					
	肉用子豚	5 ^頭	22,400	112,000	
肥 料 飼 料					
	配合肥料	26 ^袋	2,000	52,000	
	配合飼料	30 ^袋	1,600	48,000	
農 薬 諸 材 料					
	紙 袋	200 ^枚	50	10,000	

（注） 1 農産物の棚卸高は、収支内訳書の「農産物の棚卸高」の「期末」欄に記載します。

2 1以外の棚卸高は、収支内訳書の「農産物以外の棚卸高」の「期末」欄に記載します。

1 農産物の棚卸し

収穫した農産物の棚卸価額は、農産物の収穫時の価額によって計算します。この農産物の収穫時の価額とは、収穫した時の生産者販売価格（庭先裸価格）によることになっています。

なお、専ら家事消費などに充てるための作物、野菜類、ぶどう、桃、梨など収穫時から販売消費されるまでの期間が比較的短い果実については、棚卸しを省略しても差し支えありません。また、甘しょ、馬れいしょなどの芋類やみかん、りんご、くりなどの果実についても、その数量がわずかなものは棚卸しを省略できることになっています。

2 未収穫農産物の棚卸し

まだ収穫しない麦、野菜などの立毛及び果実などの未収穫農産物の棚卸価額は、原則として、その作物の栽培に投下した種苗費、諸材料費、労務費などの合計額によることとされていますが、種苗費、肥料費及び農薬費に限定して計算しても差し支えないこととされています。

なお、毎年同程度の規模で作付等をする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えないことになっています。

3 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し

購入又は自家生産した豚、牛、馬、めん羊などの家畜及び家きん類で販売の目的で飼育しているものの棚卸価額は、購入費や種付料に年末までの飼料費、農薬費などの育成費用を加算したものによることになっています。

なお、採卵用の鶏については、①ひな及び成鶏を「棚卸資産」として、ひな鶏の取得価額とひなから成鶏に至るまでの育成費などを加算する方法と、②ひなについては「棚卸資産」、成鶏については「減価償却資産」とする方法のいずれの方法でも良いことになっており、また、毎年継続して適用する場合には、ひななどの購入費用あるいは育成費用などは、その購入、育成などをした年分の必要経費に算入することもできます。

4 肥料、農薬などの棚卸し

肥料、飼料、農薬、種苗、諸材料などの棚卸価額は、原則としてその年の12月31日に最も近い日に購入した種類、品質など別の価格によって評価します。

なお、この評価方法（最終仕入原価法）以外の評価方法（個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法など）によるときは、評価の方法についてあらかじめ納税地の所轄税務署に届出しなければなりません。

また、毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、棚卸しを省略しても差し支えありません。

② 帳簿の内容の確認と合計額（累計）の計算

まず、帳簿に記載されている事項と納品書や請求書、領収書などの原始記録とを照合して、記載に誤りがないかどうかを確かめ、誤りがあるときは訂正します。

次に、各科目ごとに、その年の1月から12月までの年間の合計額（累計）を計算して記載します。

③ 決算のための帳簿の整理

既に記帳されている収入や経費の中には、例えば、前受金（7参照）や前払経費（9参照）のようにその年分の収入金額や必要経費にならないものがあります。また、まだ記録されていないものであっても、例えば、未収入金（6参照）や未払経費（9参照）のようにその年分の収入金額や必要経費になるものがあります。

そこで、このようなものがあるかどうかを調べて、帳簿を正しく整理する必要があります。

5 収入金額

農業所得の収入金額は、米、麦、野菜、花、果実、種苗などの農産物の収穫又は販売、繭、肉畜、牛乳、卵などの販売（家事用、事業用に消費したり贈与したものを含みます。）によるもののほか、次のようなものも農業所得の収入金額に含まれます。そこで、このようなものが記帳されているかどうかを調べて、まだ、記帳されていないものは、その年分の帳簿の「収入」欄に追加記載します。

- ① わら、もみ、牛鶏糞などの副産物の販売収入
- ② 「野菜供給安定基金」などから支払いを受ける補填金等の収入
- ③ 農産物に係る各種共済金、その他の補償金収入
- ④ 販売の目的で飼育している家畜、家きんに対する補償金、損害賠償金
- ⑤ 農業の全部又は一部の休止に伴い受ける補償金、損害賠償金
- ⑥ 農地等の収用、買収等に伴い受ける立毛補償金

- ⑦ 市町村から交付を受ける経営開始型の農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）
- ⑧ 農作業を請負った場合の受託作業料
- ⑨ 農事組合法人から支払いを受ける従事分量配当（事業従事高による配当）
- ⑩ 農業協同組合などから支払いを受ける事業分量配当（利用高による配当）
- ⑪ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の農機具、車両、備品などの売却代金

（注）農機具や車両などで減価償却をする資産の売却代金は、譲渡所得の収入金額となり、農業所得の収入金額にはなりません。

6 未収入金など

農産物などを販売し、それをその年中に引き渡したときには、その収入はその年分の収入金額となりますので、年末においてまだ実際に代金を受け取っていない場合でも、全てその年分の収入金額として計算します。

したがって、掛け売りなどをした農産物などの販売金額を入金した際に記帳することとしている場合には、年末にまだ入金していない掛け売りなどの残高を調べ、これを帳簿の「収入」欄に追加記載（収入金額に加算）することになります。

また、掛け売りなどの販売代金を入金の際に記帳している場合で、受け取った代金の中に前年末に「売掛残」などとして収入金額に加算した金額が含まれている場合には、その金額はその年分の収入金額になりませんので、「収入」欄に記載されている金額から除くことになります。

○年 月 日	摘 要	収 入		
		販 売 金 額	雑 収 入 等	
	12月計	870,000		
	累 計	9,020,000	138,000	
12	31 売掛残 農協	360,000		
	〃 末広商店	210,000		
	年間計	9,590,000	138,000	

7 前受金など

農産物などを販売するに当たって受け取った前受金で、年末において、農産物などを現実に相手方に引き渡していない場合には、それを受け取った年分の収入金額にはならず、農産物などの引渡しをする年分の収入金額として計算します。

したがって、帳簿の「収入」欄に記載された金額の中に、前受金に相当する金額が含まれているときは、その金額は収入金額から除くことになります。

○年 月 日	摘 要	収 入		
		販 売 金 額	雑 収 入 等	
12 22	現金売上 熱海商店	460,000		
	12月計	870,000		
	累 計	9,020,000	138,000	
12 31	12月22日現金売上分 前受金につき除外	△460,000		
	年間計	8,560,000	138,000	

8 家事消費など

農産物などの棚卸資産を家事や事業などのために消費したり、贈与したような場合には、その都度、帳簿の「収入」欄に記載するのが原則ですが、その都度記載することを省略して、年末において、消費等したものの種類別に合計を見積もり、それぞれの合計数量、合計金額を一括記載することができます。

なお、家事消費などの金額は、原則としてその消費などをした時の価額によりますが、その収穫年分の収穫時の価額の平均額又は販売価額（市場などに対する出荷価額をいいます。）の平均額によって計算しても差し支えありません。

また、野菜類、ぶどう、桃、梨などのいわゆる生鮮な農産物は、その合計金額のみを記載することとして差し支えありません。

○年 月 日	摘 要			経	費 その 他 の 経 費
		販売金額	雑収入等	雇 人 費	
	12月計	870,000		12,000	353,000
	累 計	9,020,000	138,000	290,000	3,369,000
12 31	家事消費(見積計算別紙)	420,000			
	事業用消費(見積計算別紙)	66,000			66,000
	年間計	9,506,000	138,000	290,000	3,435,000

9 未払経費、前払経費

経費は、発生の都度記載するのが原則であり、その年中に実際に支払った経費だけでなく、その年中に支払うべき経費で未払となっているもの（未払経費）もその年分の必要経費に算入されます。また、その年中に支払った経費の中に、その年の翌年分以後の期間に対応する部分（前払経費）が含まれている場合には、その部分の金額はその年分の必要経費にならないため、除くことになります。

○年 月 日	摘 要	収 入	経		費
			雇 人 費	利 子 割 引 料	そ の 他 の 経 費
	12月計		12,000	7,000	353,000
	累 計		290,000	84,000	3,369,000
12 31	本年分固定資産税未納分				24,000
"	農具費未払分加算 八千代農具店				70,000
"	消費税等未払税金加算				220,000
	年間計		290,000	84,000	3,683,000

10 家事関連費の区分

電話・電気・水道などの料金、固定資産税・組合費などの租税公課、損害保険料、ガソリン代などの家事関連費については、家事上の経費と事業上の経費とに区分し、家事用として使用している部分は必要経費から除かなければなりません。

したがって、家事用に消費した金額を使用面積、使用時間、使用回数などの適切な基準によってあん分計算をして必要経費から除きます。

（注） 温室や農業用建物を損害保険の対象とした長期の建物更生共済（火災保険）掛金のうち貯蓄部分の金額は必要経費になりません。

○年 月 日	摘 要	収 入	経		費
			雇 人 費	利 子 割 引 料	そ の 他 の 経 費
	12月計		12,000		353,000
	累 計		290,000		3,369,000
12 31	家事分 固定資産税の住宅分除外（100,000円×40％）				△40,000
"	家事分 水道料金の家事分除外（60,000円×70％）				△42,000
"	家事分 電気料金の家事分除外（140,000円×70％）				△98,000
"	家事分 燃料費の家事分除外（330,000円×40％）				△132,000
	年間計		290,000		3,057,000

11 資産を取得するための借入金の利子

農業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子も必要経費になります。しかし、その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、その資産の取得価額に含めて、その年分の期間に対応する減価償却費を必要経費にしても差し支えありません。

12 果樹、牛馬等の育成費用の区分

農業の用に供する目的で飼育する乳牛、繁殖豚、果樹などについては、種類ごとに、家畜は1頭当たり、果樹は1単位当たり（樹齢別、所在地別等）により成熟の年齢又は樹齢になるまでの間の育成費用を計算します。

この金額は、必要経費から除いて累積し、減価償却費の基礎となる「取得価額」に算入することになります。

（注）成熟の年齢又は樹齢とは、家畜は通常事業の用に供する年齢、果樹はおおむね果実等の生産について採算が合うようになったと認められる樹齢です。

しかし、この判定が困難な場合は、別途定められた年齢（樹齢）（22 ページの生物の成熟の年齢（樹齢）表参照）でよいことになっています。

(1) 家畜の育成費用

未成育の牛馬などに要した育成費用については、種付料などの取得費と育成のための飼料費に限定しても差し支えありません。

(2) 果樹の育成費用

未成熟の果樹に要した育成費用については、種苗費などの取得費及び明らかに区分できる苗木の定植に要した労務費のほか、肥料費、農薬費に限定して差し支えありません。

なお、未成熟の果樹から生じた収入金額は、原則として収入金額に計上するのではなく、その未成熟の果樹の取得価額から差し引くこととなりますが、毎年継続して適用する場合には、差し引かずに収入金額に計上しても差し支えありません。

④ 減価償却費の計算

農業用の建物、施設、農機具、車両、備品及び生物などの資産（減価償却資産）を取得するために支払った費用（取得価額）は、その支払った金額がそのまま必要経費になるのではなく、これらの資産の種類、構造、用途などの別に、耐用年数を基として計算したその年分の期間に対応する減価償却費が必要経費になります。

13 減価償却の対象にならない資産

次のような資産は減価償却の対象にはなりません。

- ① 土地、借地権など
- ② 建設中の建物又は育成中の生物（牛、馬、果樹など）、販売の目的で保有する生物や機械など
- ③ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産（14 参照）
- ④ 一括償却資産の必要経費算入を選択した一括償却資産（15 参照）

割賦買入れによる資産は、割賦金を完済するまで所有権が移転しない場合でも、実際に農業に使用していれば、使用開始の時から減価償却ができます。

14 少額な減価償却資産

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産(一定のリース資産を除きます。)については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

15 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産(一定のリース資産、14の少額な減価償却資産を除きます。)については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

16 修繕費と資本的支出の区分

農業の用に供している建物、施設、機具などの固定資産の修繕、改良などのために支出した金額のうち、①その固定資産の価値を高め、又はその使用期間を延長させることとなる部分に対応する金額は、資本的支出とされ減価償却費の計算を行うことになり、②その固定資産の通常の維持管理のため、又は災害等により被害を受けた固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります。

17 減価償却費の計算方法

(1) 計算方法……減価償却の計算方法には、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については定額法や定率法など、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については旧定額法や旧定率法などがありますが、これらの償却方法のうち、例えば、車両は定額法(旧定額法)、備品は定率法(旧定率法)というように、あらかじめ税務署へ届け出ている方法によって計算します。

なお、償却の方法を届け出していない場合は、定額法(平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法)によって、計算することになります。

また、現に採用している償却の方法を変更しようとする場合には、その変更しようとする年の3月15日までに、その旨及び変更しようとする理由などを記載した申請書を納税地の所轄税務署に提出し、その承認を受けなければなりません。

- (注) 1 生物(牛、馬、果樹など)については、平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。
2 建物については、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。
3 平成28年4月1日以後に取得した建物の附属設備及び構築物の減価償却の方法は、定額法に限られます。

定額法、定率法、旧定額法及び旧定率法の算式は、次のとおりです。

イ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の計算方法

① 定額法

$$\text{償却の基礎になる金額 (取得価額)} \times \text{耐用年数に応ずる定額法の償却率} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数 (1月未満の端数は1月とします。)}}{12} = \text{減価償却費}$$

○ 未償却残高が1円になるまで償却します。

② 定率法

$$i \quad \text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{定率法の償却率}} = \text{調整前償却額}$$

$$\left(\text{取得価額} - \frac{\text{前年末までの減価償却費の累積額}}{\text{償却費の累積額}} \right)$$

$$ii \quad \text{取得価額} \times \text{耐用年数に応ずる保証率} = \text{償却保証額}$$

iii 「調整前償却額」 $\geq$ 「償却保証額」の場合

$$\text{調整前償却額} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \left(\frac{\text{1月未満の端数は1月とします。}}{\text{12}} \right) = \text{減価償却費}$$

「調整前償却額」 $<$ 「償却保証額」の場合

$$\text{改定取得価額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{改定償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \left(\frac{\text{1月未満の端数は1月とします。}}{\text{12}} \right) = \text{減価償却費}$$

- 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。
- 「改定取得価額」とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。
- 未償却残高が1円になるまで償却します。

ロ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の計算方法

① 旧定額法

$$\text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定額法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \left(\frac{\text{1月未満の端数は1月とします。}}{\text{12}} \right) = \text{減価償却費}$$

$$\left(\text{取得価額から残存価額を差し引いた金額} \right)$$

- 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達するまで、上記算式で計算します。
- 残存価額とは、資産が業務の目的に使えなくなった時に残る処分可能価値といえます。この残存価額は法令により定められた残存割合（取得価額に占める残存価額の割合、22ページ参照）により計算します。

② 旧定率法

$$\text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定率法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \left(\frac{\text{1月未満の端数は1月とします。}}{\text{12}} \right) = \text{減価償却費}$$

$$\left(\text{取得価額} - \frac{\text{前年末までの減価償却費の累積額}}{\text{償却費の累積額}} \right)$$

- 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達するまで、上記算式で計算します。

③ 減価償却費の累積額が償却可能限度額に達した場合

各年分において前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間において、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、未償却残高が1円になるまで償却します。

$$\left(\text{取得価額} - \frac{\text{取得価額の95\%相当額}}{12} - 1 \text{円} \right) \div 5 \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{\text{(1月未満の端数は1月とします。)}} = \text{減価償却費}$$

生物については、

$$\left(\text{残存価額} - 1 \text{円} \right) \div 5 \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

となります。

- (2) **取得価額**……建物、農機具などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。

なお、取得価額や、償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。

- ① 資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加えることができます。また、定率法（旧定率法）を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年1月1日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。）。

そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法（旧定率法）を採用している場合の特例もあります。

- ② 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません。（11参照）
- ③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があります。
- (3) **耐用年数、償却率、改定償却率、保証率**……耐用年数や償却率などは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において定められています。これらについては、16 ページ以降の「主な減価償却資産の耐用年数表」と「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。

18 減価償却費の計算の特例

- (1) 中古資産を取得した場合の耐用年数……法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$

- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$

- (2) 資産を譲渡した場合……年の中で譲渡した減価償却資産については、その譲渡の時における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上差し引く取得費に含めないで、その年分の必要経費に算入しても差し支えありません。

(注) この場合、その年の減価償却費を差し引いた金額が譲渡所得の計算上収入金額から差し引かれることになります。

- (3) 資産の取壊しなどをした場合……減価償却資産で年の中で取壊しや除却、滅失したものについても、その年の取壊しなどしたときまでの減価償却費の計算を省略することができます。

(注) この場合、その年の減価償却費を差し引かないままの金額が取壊し損などとして必要経費に算入されることになります。

⑤ 事業用固定資産の損失の計算

農業用倉庫、ビニールハウス、コンバインなどの農業用の資産（減価償却資産）などを取り壊したり、これらが災害により滅失した場合には、それによって生じた損失額はその年分の必要経費になります。また、その取壊し費用などの付随費用も必要経費になります。

なお、農業用建物等の被災に関して受け取った共済金がある場合には、損失額を計算する際に差し引きますが、農産物に係る共済金については、収入金額に計上することになります（5の③参照）。

必要経費になる金額は、次のような算式で計算します。

建物などの取得価額、 繰延資産の支出額	－	取壊しなどの日までの建物 などの減価償却費の累積額、 繰延資産の償却費の累積額	－	廃材の処分 可能価額	
	＋	取壊し費用 などの付随費用	－	保険金や損害賠償金など で補填される金額	＝ 必要経費

⑥ 収支内訳書の作成

以上のような整理や計算などの諸手続が終わったら、帳簿や棚卸表などに基づいて収支内訳書を作成します。

なお、作成に当たっては、「収支内訳書（農業所得用）の書き方」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、画面の案内に従って金額等を入力することで、収支内訳書が作成できます。

7 消費税等の経理処理

19 収入金額及び必要経費の処理

(1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。）によっている場合は、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になります。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額が収入金額又は必要経費になります。この場合、消費税等相当額は仮受消費税等又は仮払消費税等として記載します。

（注） 棚卸資産の棚卸高の計算（3及び4参照）や減価償却費の計算（17参照）に当たっても、税込経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。

なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります（棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。）。

20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理

(1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合の消費税等の納付税額は、消費税等の申告時に必要経費（租税公課）に計上するのが原則ですが、その年分の未払金に計上してその未払金に計上した金額をその年分の必要経費（租税公課）にしても差し支えありません。（9の記載例参照）

また、消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は、還付を受ける時の収入金額（雑収入）に算入するのが原則ですが、その年分の未収入金に計上してその未収入金に計上した金額をその年分の収入金額（雑収入）に算入しても差し支えありません。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式による場合には、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額が納付すべき税額又は還付を受ける税額となるため、原則として、所得税の課税所得金額には影響がありません。

なお、事業者が簡易課税制度の適用を受けている場合には、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額と実際に納付すべき税額又は還付を受ける税額とに差額が生じることになりますが、この場合の差額については、その課税期間（終了時）を含む年の総収入金額又は必要経費に算入することとなります。

（注） 消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、課税仕入れに係る消費税のうち消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがあるときは、税務署にお尋ねください。

○ 「簡易課税制度のみなし仕入率の見直し」について

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間（個人事業者については原則として平成 28 年分）から、簡易課税制度における金融業、保険業及び不動産業の「みなし仕入率」が次のとおり変わっています。

事業の種類	みなし仕入率		事業の種類	みなし仕入率	
	【改正前】	【改正後】		【改正前】	【改正後】
金融業及び保険業	60% (第四種)	50% (第五種)	不動産業	50% (第五種)	40% (第六種)

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法令の改正等のお知らせ（平成 26 年 4 月）（平成 28 年 11 月改訂）」をご覧ください。

○ 「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」の提出について

次の 1 から 3 の全てに該当する場合には、消費税等の確定申告書を提出する際に、併せて申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を提出する必要があります。

- 1 一般課税により申告する（簡易課税制度の適用を受けない）場合
- 2 課税売上割合が 95%未満の場合
- 3 特定課税仕入れがある場合

※ 「特定課税仕入れ」とは、課税仕入れのうち国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」をご覧ください。

○ 「高額特定資産を取得した場合の特例」について

平成 28 年 4 月 1 日以後、簡易課税制度の適用を受けない課税事業者が高額特定資産（※）の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の間、納税義務が免除されず、また、簡易課税制度を選択することもできません。

※ 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

経過措置を含め、詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（平成 28 年 4 月）（平成 28 年 11 月改訂）」をご覧ください。

⑧ 不動産所得に係る損益通算の特例

不動産所得の赤字の金額については、原則として、他の各種所得の黒字の金額から差し引くこと（損益通算）ができますが、不動産所得の赤字の金額がある場合において、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額と不動産所得の赤字の金額とのうち、いずれか少ない方の金額（同額の場合は、その金額）に相当する金額は生じなかったものとみなされることになっており、損益通算の対象とはなりません。

（注） 不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等をその土地等の上に建築された建物（その附属設備及び構築物を含みます。）とともに取得した場合（これらの資産を一の契約により同一の者から譲り受けた場合に限ります。）において、これらの資産を取得するために要した負債の額がこれらの資産ごとに区分されていないことその他の事情によりこれらの資産の別にその負債の額を区分することが困難であるときは、これらの資産を取得するために要した負債の額がまずその建物の取得の対価の額に充てられ、次にその土地等の取得の対価の額に充てられたものとして、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額を計算することができます。

⑨ 帳簿・書類の保存

決算が終わった帳簿や棚卸表、納品書、請求書、領収書などの書類は、住所地か居所地、事務所・事業所（これらに準ずるものを含みます。）の所在地に、保存しておかなければなりません。

なお、帳簿・書類の保存期間は下表のとおりとなっています。

また、書類は、収入、経費などの取引の種類別に、かつ、日付順に整理して編てつするように心掛けてください。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

（注） 保存期間は、帳簿についてはその年の翌年 3 月 15 日の翌日から 7 年間（又は 5 年間）、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年 3 月 15 日の翌日から 5 年間となります。

記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からないといった方で、記帳方法の指導を希望される方に対して、会計ソフトを利用した記帳指導などを無料で行っています。

記帳指導を希望される方には、記帳指導を実施する指導機関をご案内いたします。

記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

◎ 青色申告制度について

一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をされる方には、「青色申告」という制度があります。

青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができます。

ここでは、青色申告による主な特典をご紹介します。

1 青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をしている方で、正規の簿記^(注)の原則により記帳している方については、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出する場合は、青色申告特別控除として、最高 65 万円を差し引くことができます。

正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高 10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

(注) 一般的には、複式簿記をいいます。

2 青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして相当であると認められる金額を必要経費にすることができます。

【参考：白色申告の場合】

事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族がその事業に専ら従事している場合には、86 万円を限度として必要経費にすることができます。

詳しくは、「収支内訳書（農業所得用）の書き方」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

3 純損失の繰越しと繰戻し

事業から生じた純損失の金額を、翌年以後 3 年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して差し引き、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告を行うための手続や、制度の詳細については「はじめてみませんか？ 青色申告！」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

◎ 農業者を対象とした収入保険制度の導入について

農業者の収入を対象とした収入保険制度が導入されます！

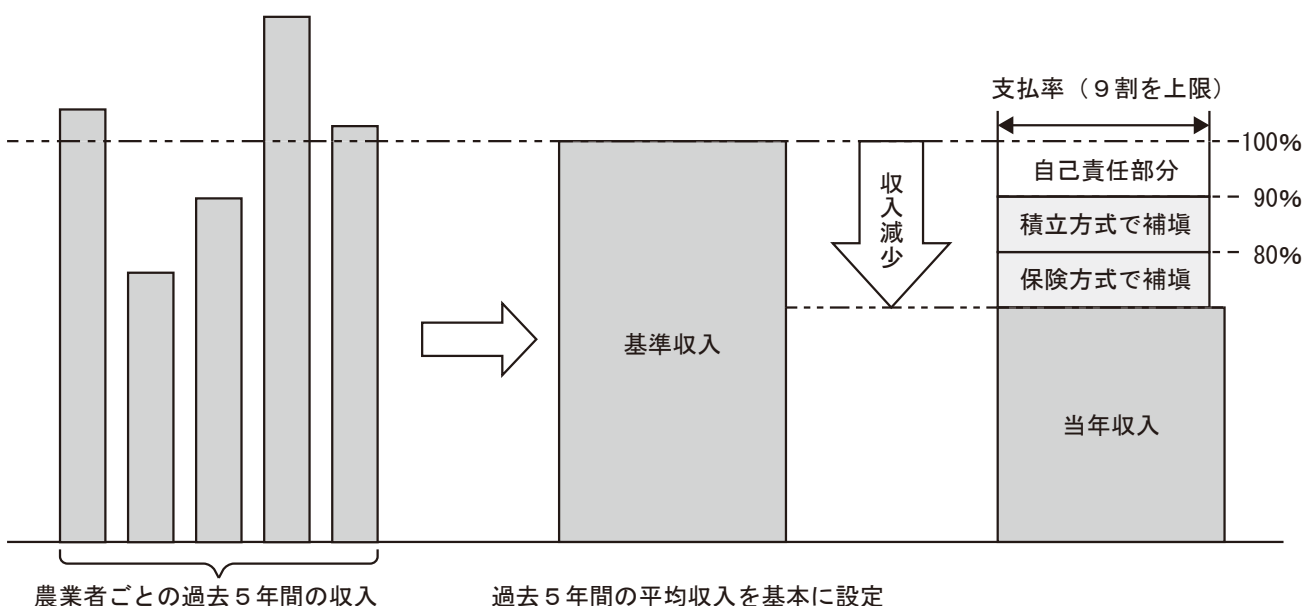
収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

基準収入（※）の9割を下回った場合、下回った額の9割を補填！

当年の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、補償限度額を下回った額の9割について、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補填します。

※ 農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本として、基準収入を設定します。

【補填のイメージ】



（注）5年以上の青色申告実績がある方が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）を選択した場合

加入条件

青色申告を行っていること（注）

（注） 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるため、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

【お問合せ先】

最寄りの農業共済組合又は地方農政局各県域拠点（北海道は北海道農政事務所の各地域拠点、沖縄は沖縄総合事務局農政課）にお問合せください。

◎ 主な減価償却資産の耐用年数表

建 物

構造・用途	細 目	耐用 年数	構造・用途	細 目	耐用 年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24	金属造のもの	事務所用のもの	38
	店舗用・住宅用のもの	22		骨格材の肉厚が、	
	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	17		① 4mmを超えるもの	
	工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	15		② 3mmを超え、4mm以下のもの	30
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22		③ 3mm以下のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20		店舗用・住宅用のもの	34
	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	15		骨格材の肉厚が、	
	工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	14		① 4mmを超えるもの	
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50		② 3mmを超え、4mm以下のもの	27
	住宅用のもの	47		③ 3mm以下のもの	19
	店舗用のもの	39		車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	31
	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	38		骨格材の肉厚が、	
れんが造・石造・ブロック造のもの	工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	38		① 4mmを超えるもの	
	事務所用のもの	41		② 3mmを超え、4mm以下のもの	25
	店舗用・住宅用のもの	38		③ 3mm以下のもの	19
	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	34		工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	31
れんが造・石造・ブロック造のもの	工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	34		骨格材の肉厚が、	
	事務所用のもの	41		① 4mmを超えるもの	
	店舗用・住宅用のもの	38		② 3mmを超え、4mm以下のもの	24
	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	34		③ 3mm以下のもの	17
れんが造・石造・ブロック造のもの	工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	34	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
	事務所用のもの	41		掘立造のもの及び仮設のもの	7

建物附属設備

構造・用途	細 目	耐用 年数	構造・用途	細 目	耐用 年数
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6	アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	15		その他のもの	8
給排水・衛生設備、ガス設備		15	店用簡易装 備		3

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
冷房・暖房・通風・ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	年 13 15	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	年 3 15
消火・排煙・災害報知設備、格納式避難設備		8	前掲のもの以外のもの、前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	18 10

構 築 物

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 【例示】頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど	年 14 17	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	塔、やぐら、上水道、水そう、用水用ダム サイロ 下水道、煙突、焼却炉 飼育場、へい	年 50 35 35 30
	主として金属造のもの 【例示】斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など	14	コンクリート造・コンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら、用水池 サイロ 上水道、水そう 下水道、飼育場、へい	40 34 30 15
	主として木造のもの 【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など	5	れんが造のもの（前掲のものを除く。）	煙突、煙道、焼却炉、へい（一般用）	25
	土管を主としたもの 【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10	石造のもの（前掲のものを除く。）	上水道、用水池 下水道、へい	50 35
	その他のもの 【例示】薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など	8	土造のもの（前掲のものを除く。）	上水道、用水池 下水道 へい	30 15 20

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
金属造のもの（前掲のものを除く。）	サイロ	22年	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）		10年
	送配管	30年			
	鋳鉄製のもの	15年	木造のもの（前掲のものを除く。）	トンネル、水そう、引湯管、へい飼育場	10年7
	鋼鉄製のもの	25年			
	水そう、油そう	15年	前掲以外のもの	主として木造のもの その他のもの	15年50
	鋳鉄製のもの	15年			
	鋼鉄製のもの	10年			
	飼育場				
	煙突、焼却炉、へい、街路灯				

車両・運搬具

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	年	一般用のもの	2輪・3輪自動車	3年
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	4年		自転車	2年
	貨物自動車			その他のもの	
	ダンプ式のもの	4年		自走能力を有するもの	7年
	その他のもの	5年		その他のもの	4年
	その他のもの	6年			

工 具

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		年	切削工具		2年
		5年			
治具、取付工具		3年	前掲の区分によらないもの	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	13年8 4

器 具 ・ 備 品

構造・用途	細 目	耐用 年数	構造・用途	細 目	耐用 年数
家具、電気 機器、ガス 機器、家庭 用品	事務机、事務いす、キャビネット	年	時計、試験 機器、測定 機器	時計	10
	主として金属製のもの	15		度量衡器	5
	その他のもの	8		試験、測定機器	5
	応接セット	8	看板、広告 器具	看板、ネオンサイン、気球	3
	陳列だな、陳列ケース			マネキン人形、模型	2
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	6		その他のもの	
	その他のもの	8		主として金属製のもの	10
	その他の家具			その他のもの	5
	主として金属製のもの	15	容器、金庫	ボンベ	
	その他のもの	8		溶接製のもの	6
	冷房用・暖房用機器	6		鍛造製のもの	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機	6		塩素用のもの	8
	室内装飾品			その他のもの	10
	主として金属製のもの	15		ドラムかん、コンテナその他の容器	
	その他のもの	8		大型コンテナ（長さが6 m以上のものに限る。）	7
	その他のもの			その他のもの	
	主として金属製のもの	15		金属製のもの	3
	その他のもの	8		その他のもの	2
				金庫	
				手さげ金庫	5
				その他のもの	20
事 務 機 器、通信 機器	電子計算機		前 掲 の も の 以 外 の もの	シート、ロープ	2
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4		自動販売機（手動のものを含む。）	5
	その他のもの	5		焼却炉	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、 金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5		その他のもの	
	その他の事務機器	5		主として金属製のもの	10
	テレタイプライター、ファクシミリ	5		その他のもの	5
	インターホン	6			
	電話設備その他の通信機器				
	デジタル構内交換設備、デジタルボタ ン電話設備	6			
	その他のもの	10			

機 械 ・ 装 置

設備の種類	細 目	耐用 年数	設備の種類	細 目	耐用 年数
農業用設備		年 7	林業用設備		年 5

生 物

種 類	細 目	耐用 年数	種 類	細 目	耐用 年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	年	び わ 樹		年 30
			く り 樹		25
		6 4	梅 樹		25
			柿 樹		36
		4 6	あんず樹		25
			すもも樹		16
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書の あるものに限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用	6	いちじく樹		11
			キウイフルーツ樹		22
		6 4	ブルーベリー樹		25
			パイナップル		3
		8	茶 樹		34
豚		3	オリーブ樹		25
綿羊及びやぎ	種付用 その他用	4	つばき樹		25
		6	桑 樹	立て通し	18
根刈り、中刈り、高刈り	9				
かんきつ樹	温州みかん その他	28	こりやなぎ		10
		30			
りんご樹	わい化りんご その他	20	みつまた		5
		29	こ う ぞ		9
ぶどう樹	温室ぶどう その他	12	もう 宗 竹		20
		15	アスパラガス		11
梨 樹		26	ラ ミ ー		8
桃 樹		15	ま お ら ん		10
桜 桃 樹		21	ホ ッ プ		9

（注）減価償却資産の耐用年数についてご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

◎ 減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得
	旧定額法 償却率	定額法 償却率
2	0.500	0.500
3	0.333	0.334
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.166	0.167
7	0.142	0.143
8	0.125	0.125
9	0.111	0.112
10	0.100	0.100
11	0.090	0.091
12	0.083	0.084
13	0.076	0.077
14	0.071	0.072
15	0.066	0.067
16	0.062	0.063
17	0.058	0.059
18	0.055	0.056
19	0.052	0.053
20	0.050	0.050
21	0.048	0.048
22	0.046	0.046
23	0.044	0.044
24	0.042	0.042
25	0.040	0.040
26	0.039	0.039
27	0.037	0.038
28	0.036	0.036
29	0.035	0.035
30	0.034	0.034
31	0.033	0.033
32	0.032	0.032
33	0.031	0.031
34	0.030	0.030
35	0.029	0.029
36	0.028	0.028
37	0.027	0.028
38	0.027	0.027
39	0.026	0.026
40	0.025	0.025
41	0.025	0.025
42	0.024	0.024
43	0.024	0.024
44	0.023	0.023
45	0.023	0.023
46	0.022	0.022
47	0.022	0.022
48	0.021	0.021
49	0.021	0.021
50	0.020	0.020

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用 年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得			
		旧定率法 償却率	250%定率法			200%定率法		
			償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
2	0.684	1.000	—	—	1.000	—	—	
3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	
4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	
5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	
6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	
7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	
8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	
9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	
10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	
11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	
12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	
13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	
14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	
15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	
16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	
17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	
18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	
19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	
20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	
21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	
22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	
23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	
24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	
25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	
26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716	
27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624	
28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568	
29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463	
30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366	
31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286	
32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216	
33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161	
34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097	
35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051	
36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974	
37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950	
38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882	
39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860	
40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791	
41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741	
42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694	
43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664	
44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664	
45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634	
46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601	
47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532	
48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499	
49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475	
50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440	

(注) 減価償却資産の償却率等についてご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

◎ 減価償却資産の残存割合表

(平成19年4月1日以後に取得した資産には適用しません。)

種 類	細 目	残存割合
建物、農機具、車両など有形減価償却資産		% 10
生 物	牛 繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛 種付用の乳用牛 その他用のもの	20 10 50
	馬 繁殖用、競走用のもの 種付用のもの その他用のもの	20 10 30
	豚	30
	綿羊、やぎ	5
	果樹その他の植物	5
	※牛と馬の残存価額について、取得価額×残存割合の金額が10万円以上となる場合は、10万円とします。	

◎ 生物の成熟の年齢（樹齢）表

種 類	細 目	成熟の年齢 又 は 樹 齢	種 類	細 目	成熟の年齢 又 は 樹 齢
牛		満2歳	びわ樹		満8年
馬	農業使役用	満2歳	くり樹		満8年
	小運搬使役用	満4歳	梅樹		満7年
	繁殖用	満3歳	柿樹		満10年
	種付用	満4歳	あんず樹		満7年
	競走用	満2歳	すもも樹		満7年
豚	その他の用	満2歳	いちじく樹		満5年
	種付用	満2歳	茶樹		満8年
綿羊	繁殖用	満1歳	オリーブ樹		満8年
			桑樹	根刈り、中刈り、 高刈り 立て通し	満3年 満7年
かんきつ樹		満15年	こりやなぎ		満3年
りんご樹		満10年	みつまた		満4年
ぶどう樹		満6年	こうぞ		満3年
梨樹		満8年	ラミ		満3年
桃樹		満5年	ホップ		満3年
桜桃樹		満8年			

記帳・帳簿等の保存義務

個人で事業や不動産貸付等を行う方は記帳と帳簿書類の保存が必要です!!

▶ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象です。



記帳と帳簿書類
の保存が必要!

記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象です。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や記帳説明会のご案内については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署までお問合せください。

青色申告決算書・収支内訳書の作成は、 国税庁ホームページが便利です！

「作成コーナー」で検索し、トップ画面へアクセス



▼ 作成コーナー(トップ画面)

◎ ご利用案内 ◎ ご利用になれない方 ◎ e-Tax

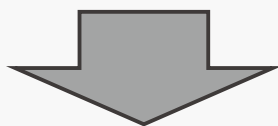
「作成開始」を選択！

申告書・決算書 収支内訳書等 作成開始

e-Tax 書面提出

途中で保存したデータを
読み込んで再開する方 → **作成再開** → 詳しくはこちら

過去の年分のデータを利用
して作成する方 → **過去の年分のデータ利用** → 詳しくはこちら



作成する申告書等の選択

作成する申告書等のボタンをクリックしてください。 → ボタンの選択が

平成29年分の申告書等

「青色申告決算書・収支内訳書コーナー」を選択！

所得税の確定申告書作成コーナー

■ 所得税の確定申告書を作成します
(医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など)。
事業所得や不動産所得がある方は、事前に青色申告決算書・収支内訳書
を作成してください。

青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー

■ 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作
成します。

青色申告決算書 収支内訳書 コーナーへ

平成
平成
平成

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

- 作成コーナーの操作方法に関するご質問
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク



0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

- 税務相談などに関するお問合せ

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相
談内容に応じて該当の番号を選択してください。
最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

作成コーナー

検索



インターネットで 申告ができます！



STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

利用率

2人に1人が利用

利用者の感想

94%の方が役立つ

と回答

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

作成コーナーからe-Taxで送信

※タブレット端末等からはご利用になれません。

e-Taxで送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。

- ・ マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ ICカードリーダライタ



印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



～プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も安心～
コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。